

離婚と年金分割 (第3回)

事務所だより

第87号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

離婚という結論に至ったときに、財産分与とともに年金も分割できる制度があります。離婚による年金の分割についてご紹介いたします。

分割の対象者は

年金分割の対象者は、夫婦のどちらか片方に被用者年金制度(参考1)の加入期間があり、法律婚または事実婚で国民年金第三号被保険者の期間のある方です。

夫婦とも国民年金加入の場合には、分割できる年金制度がないため対象となりません。

分割するにあたって

「年金分割すると妻がお得」ということを聞きますが、このことは妻全員に当てはまるわけではありません。年金分割した結果、妻が夫に渡してしまうケースもあります。

例えば、婚姻期間中に夫が自営業(国民年金第一号)で妻が厚生年金保険に加入して勤務している場合、按分割合を五十%と定めて年金分割すると、妻から夫へ婚姻期間中の標準報酬月額額の半分が渡されます。

それは大きな誤算だったと気付いても、年金分割手続きが完了すると元には戻せません。いったん渡したものは取り戻すことができるという制度がないためです。

そのため、どちらにどの程度影響があるのかを事前に知

るために『年金分割のための情報通知書』を入手して確認しておくことがよいでしょう。

『年金分割のための情報通知書』とは

この『年金分割のための情報通知書』(参考2)には、婚姻期間中の夫婦それぞれの被用者年金加入期間の標準報酬総額や按分割合の範囲などの情報が記載されています。

五十歳以上の方や障害年金の受給権者が同時に請求した場合、年金分割を按分割合五十%で行った場合・年金分割を行わなかった場合・希望する按分割合で行った場合に三パターンで年金の見込み額も作成されます。

(注: 見込み額は請求者のものしか作成されません。)

なお、離婚前であれば情報通知書を請求した本人のみに交付されますが、離婚した後

に情報通知書を請求した場合は、相手方が請求していても同一の情報通知書が相手方に送られます。

次回は、年金の分割対象者等についてご紹介いたします。

(参考1)
被用者年金制度とは

平成二十七年九月三十日までは共済年金と厚生年金保険、平成二十七年十月一日からは厚生年金保険となっています。

(参考2) 『年金分割のための情報通知書』

年金分割のための情報通知書 (厚生年金保険制度)

年 月 日

様

氏 名	(第1号改定書) (第2号改定書)	
生 年 月 日	(第1号改定書) 年 月 日	(第2号改定書) 年 月 日
基礎年金番号	(第1号改定書)	(第2号改定書)
情報提供請求日	年 月 日	
婚姻期間等	年 月 日 ~ 年 月 日* (* 1. 情報提供請求日 2. 離婚が成立した日 3. 縁組が取り消された日 4. 事実婚関係が解消したと認められる日)	
対象期間 標準報酬総額	(第1号改定書) 円	(第2号改定書) 円
按分割合の範囲	%を超え、50%以下	
対 象 期 間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
対象期間の末日以後に 提供を受けた情報につ いて修正に要した期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 第2号に規定する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 に定める請求期間

過重労働解消キャンペーンが始まりました

過労死防止法の施行後も

平成二十六年十一月一日に『過労死等防止対策推進法』が施行されてから、丸二年が経過しました。

しかしながら、大手企業での時間外労働超過により尊い命が絶たれてしまった二ユーは皆様の記憶に新しいことでしょう。

過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等のない仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指す、としている最中の出来事です。

現実には、労使間で特別条項付き三六協定を締結し、事実上長時間にわたる過重な労働を認めており、労働者の健康を蝕み続けています。

キャンペーンの実施内容

平成二十八年十一月一日（火）から十一月三十日（水）までの一カ月間、「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。

今回のキャンペーンでは、次の一から五を実施することとなっています。

一、労使の主体的な取組を促す

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力要請を行う。

二、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施する

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介する

三、重点監督を実施する

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行う

四、電話相談を実施する

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応する

実施日時：十一月六日（日）
九：〇〇～十七：〇〇

フリーダイヤル：〇二二〇（七九四）七二三（なくししょう 長い残業）

五、過重労働解消のためのセミナーを開催する

十一月を中心に全国で計六十回「過重労働解消のためのセミナー」を実施する

この期間を活用して「長時間労働」や「過重労働」等がないか再点検してください。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

働き過ぎではありませんか？

0120-794-713

11月6日 9:00～17:00

厚生労働省 労働政策局 労働環境課

新設された助成金

平成二十八年度厚生労働省第二次補正予算により、下記の助成金が新設されました。

①職場定着支援助成金の保育関連事業主への拡充

②介護離職防止支援助成金（介護支援取組助成金を変更）

③特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の創設

④六十五歳超雇用推進助成金の創設

⑤最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援事業（費用補助）

⑥キャリアアップ助成金の拡充

⑦熊本地震からの復旧・復興としての地域雇用開発助成金の拡充

いずれも予算達成次第終了となります。

十一月の労務手続 「提出先・納付先」

⑧雇用保険被保険者資格取得届の提出（十月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

⑨労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

⑩十月分源泉所得税・住民税の納付「郵便局または銀行」

⑪十月分健保・厚生保険料の納付「郵便局または銀行」

納付「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」

その他

○年末調整の申告書配布と回収

編集後記

先日の新聞紙面に、日本の男女格差が調査対象となった世界の二四四カ国中一位であることが掲載されていました。前年より順位を十位下げていて、先進七カ国（G7）中では最下位とのことでした。

今もなお日本社会・家庭の中に格差だと感じている格差が根深く残っていることが順位を押し下げる原因の一つではないでしょうか。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com